

事 務 連 絡  
令和3年2月19日

各消費生活協同組合（連合会）代表理事 殿

東京都生活文化局  
消費生活部取引指導課長

### 消費生活協同組合法の改正に伴う定款変更について

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）の施行に伴い、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号。以下「法」という。）における役員の責任を追及する訴えに係る規定は「法第31条の6」から「法第31条の8」へ、決算関係書類等の作成等に係る規定は「法第31条の7」から「法第31条の9」へ条番号が改正されます。

このため、消費生活協同組合及び連合会（以下「組合」という。）におかれましては、該当箇所を引用されている定款について、当該条項を変更する必要があります。

当該条項のみの変更については、関係法令の改正に伴う規定の整理に基づく事案であり、内容の実質的な変更を伴わないものであることから、総（代）会の議決は従前のとおり必要となりますが、定款変更認可申請は必要ありません。総（代）会終了後、都に対して定款変更届（別添参照）をご提出ください。

ただし、他の条項等について定款変更を予定している組合におかれましては、本件の条項変更を含め、総（代）会の議決後に、定款変更認可申請を行ってください。

なお、都の模範定款例の改正は、国の模範定款例の改正を受けて後日実施する予定です。

#### ○添付資料

- 1 「消費生活協同組合定款変更届」様式例
- 2 ※都の模範定款例に準拠した定款の場合の例
- 3 ※厚生労働省の模範定款例に準拠した定款の場合の例

#### <連絡先>

東京都生活文化局消費生活部取引指導課  
生活協同組合担当  
電話：03（5388）3060  
FAX：03（5388）1332  
E-mail：S0000580(at)section.metro.tokyo.jp